

雇用保険料率、健康保険料率について

保険料の改定の時期となりました。雇用保険料率と健康保険料率が改定する予定ですので、お知らせになります。

【雇用保険料率】

国会に法案を提出し、成立した場合の平成 29 年 4 月より適用となる雇用保険料率になります。

昨年度より、料率が下がる予定です。

事業の種類	負担者		事業主負担		雇用保険料率
	労働者負担		失業等給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	
一般の事業	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
(28年度)	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
農林水産・清酒製造の事業	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
(28年度)	5/1,000	8/1,000	5/1,000	3/1,000	13/1,000
建設の事業	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000
(28年度)	5/1,000	9/1,000	5/1,000	4/1,000	14/1,000

【健康保険料】

平成 29 年 3 月（平成 29 年 4 月納付分）の秋田県協会けんぽの健康保険料率・介護保険料率になります。

医療費の増大に伴い、料率は上がります。

健康保険料 10.11% → 10.16%	介護保険料率 1.58% → 1.65%
--------------------------	-------------------------

【お知らせ】

平成 29 年度 厚生労働省の予算概算要求において、労働分野では、非正規雇用の待遇改善・最低賃金の引上げ、長時間労働の是正、高齢者・障害者等の活躍促進、女性・若者の活躍推進、総合的子育て支援の推進、介護の環境整備等が戦略的な重点要求となっております。上記に関連したものが 29 年度の助成金や厚生労働省の動きとなりますのでご注意ください。

労働保険・社会保険・人事労務・年金等について疑問や悩み、相談がありましたら

長谷部 崇 まで お問い合わせください。

☎ 018-893-5385 ☎ 018-893-5386

✉ arcept-th@clear.ocn.ne.jp

ホームページ <http://hasebe-sr.com/>

